

熱海市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第10号

熱海市水道条例の一部を改正する条例

熱海市水道条例（平成10年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第4条」に、「第7条―第15条」を「第5条―第13条」に、「第16条―第22条」を「第14条―第23条」に、「第23条―第34条」を「第24条―第35条」に、「第35条―第40条」を「第36条―第39条」に、「第40条の2・第40条の3」を「第40条・第41条」に、「第7章 雑則（第41条―第43条）」を

「第7章 雑則（第42条―第44条）」に改める。

第8章 罰則（第45条・第46条）」

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、その他法令」を「その他法令」に、「、その他の」を「その他の」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第3条の見出し中「給水装置の」を削り、同条中「、「給水装置」を「給水装置」に、「管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の」を「市長が」に改める。

第4条第1項第2号中「第42条第1項」を「第43条第1項」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第2項中「申し込み」を「規定による申込みをする」に改め、第2章中同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（工事の費用の負担）

第7条 工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、当該工事の施行を申し込む者の負担とする。ただし、市長が必要と認めるものについては、市長が工事費を負担することができる。

第9条第2項中「により、」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指定することができる。

第9条を第8条とする。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

第10条を第9条とする。

第11条を削る。

第12条第1項中「次」の次に「に掲げる費用」を加え、同条第2項中「その費用を」の次に「同項の工事費に」を加え、同条を第10条とする。

第13条第1項中「、工事」を「、当該工事」に改め、同条を第11条とする。

第14条第1項中「所有者若しくは代理人又は使用者若しくは代表者（以下「使用者等」という。）」を「給水装置の所有者」に改め、同条第2項中「工事に」を「給水装置に変更を加える工事に」に、「工事費」を「費用」に、「使用者等」を「、給水装置の所有者」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「その他」の次に「の者」を加え、同条を第13条とする。

第16条第1項中「給水」を「市長」に、「制限又は停止することはない」を「給水を制限し、又は停止しないものとする」に改め、同条第2項中「前項の給水を制限又は停止しようとするときは」を「市長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは」に改め、「予告する」の次に「ものとする」を加え、同条第3項中「第1項の規定による、給水」を「給水」に、「市長」を「市」に改め、第3章中同条を第14条とする。

第17条を第15条とし、同条の次に次の2条を加える。

（給水装置の所有者の代理人）

第16条 給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、代理人を選定することができる。

2 給水装置の所有者は、代理人を選定したときは、市長に届け出なければならない。

（代表者の選定）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表者を選定し、市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の代表者を不相当と認めたときは、変更させることができる。

第18条の見出し中「及び貸与」を削り、同条第1項及び第2項を次のように改める。

使用水量は、市の量水器（以下「量水器」という。）により計量する。

2 量水器は、給水装置に設置しなければならない。ただし、使用水量を計量するため、市長が受水槽以下の給水設備に量水器を設置する必要があると認めるときは、当該給水設備にこれを設置することができる。

第18条第3項を削り、同条第4項中「の設置位置」を「を設置する位置」に改め、同項を同条第3項とする。

第39条及び第40条を削り、第6章中第40条の2を第40条とする。

第38条の見出し中「切り離し」を「切離し」に改め、同条第1号中「給水装置所有者が、」を「給水装置の所有者が」に改め、同条第2号中「ないと」の次に「市長が」を加え、同条を第39条とする。

第37条第2号中「手続き」を「手続」に改め、同条を第38条とする。

第36条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第37条とする。

第35条を第36条とする。

第4章中第34条を第35条とする。

第33条の見出しを「（督促）」に改め、同条中「熱海市税外収入の督促等に関する条例（昭和46年熱海市条例第23号）の規定を準用し、督促手数料及び延滞金を徴収する」を「期限を指定して督促しなければならない」に改め、同条を第34条とする。

第32条第1項第1号中「第9条第1項の」を「法第16条の2第1項の規定による」に改め、同条第2項中「手数料」を「、手数料」に改め、同条を第33条とする。

第31条を第32条とする。

第30条第2項中「第28条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第29条（見出しを含む。）中「無届け」を「無届」に改め、同条を第30条とする。

第28条第1項中「開始、休止又は」を「開始し、休止し、又は」に、「1箇月」を「1月」に改め、同条を第29条とする。

第27条中「認定する」の次に「ものとする」を加え、同条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条第1項を次のように改める。

料金は、隔月検針により使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって、検針日（料金算定の基準日をいう。）の属する月分と翌月分として料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなし、使用水量を2等分した場合における端数は、翌月分に加え

る。

第25条第2項を削り、同条を第26条とする。

第24条中「1箇月」を「1月」に、「別表の」を「別表に定める」に、「と超過料金との」を「及び超過料金の」に改め、同条を第25条とする。

第23条第1項中「使用者」を「給水装置の使用者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 給水装置を共用して使用する者は、その料金の納入について連帯責任を負うものとする。

第23条を第24条とする。

第22条第1項中「使用者等」を「市長」に、「水質についての検査を、市長に請求することができる」を「給水する水質について、使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「実費額は請求者の負担とする」を「実費を請求者から徴収する」に改め、同項を同条第2項とし、第3章中同条を第23条とする。

第21条第1項中「、善良な市長」を「善良な管理者」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定めるものは、この限りでない。

第21条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の」を「第1項に規定する」に、「の責任」を「がその責めを負うもの」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「において修繕を必要とするときは、その修繕」を「の修繕」に改め、同項ただし書中「必要と」を「必要がないと」に、「ものについて」を「とき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出があった場合において、水の汚染又は漏水を防止するため必要があると認めるときは、市長は、当該給水装置の修繕を施行するものとする。

第21条を第22条とする。

第20条の見出し中「私設消火栓」を「消火栓」に改め、同条第1項中「私設消火栓」を「消火栓」に、「使用して」を「、使用して」に改め、同条第2項中「私設消火栓」を「消火栓」に、「届出し」を「申請し」に、「の立会いを要するものとする」を「が指定する職員の立会いを受けなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第20条を第21条とする。

第19条の見出しを「(届出)」に改め、同条中「速やかに」を「あらかじめ」に、「届け出て承認を受けなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第1号中「開始及び休止又は」を「開始し、休止し、又は」に改め、同条第3号及び第4号を削り、同条に次の1項を加える。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者等の氏名、住所等に変更があったとき。
- (2) 量水器を亡失し、又は毀損したとき。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(量水器の保管)

第19条 量水器は、給水装置の使用者、代表者又は給水装置の所有者若しくは代理人(以下「使用者等」という。)に貸与し、保管させる。

2 前項の規定により量水器を保管することとなる者(次項において「保管者」という。)は、善良な管理者の注意をもって当該量水器を管理しなければならない。

3 保管者が前項に規定する管理義務を怠ったために量水器を亡失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第7章中第43条を第44条とし、第42条を第43条とし、第41条を第42条とする。

第6章中第40条の3を第41条とする。

本則に次の1章を加える。

## 第8章 罰則

(過料)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定による承諾を受けないで、工事を施行した者
- (2) 正当な理由がなくして、第18条第2項の規定による量水器の設置、第26条の規定による使用水量の計量、第36条の規定による検査若しくは第38条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第25条の料金、第32条の加入金又は第33条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第46条 詐欺その他の不正の行為により、第25条の料金、第32条の加入金又は第33条

の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表中「都度」の次に「給水装置の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。